

## 愛知県地域居住支援事業 実施要領

### 1 目的等

- (1) 本事業は、現在の住居を失うおそれのある者であって、地域社会から孤立している者等に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者やその他の関係者との連絡調整など日常生活を営むのに必要な支援を行うことを目的とする。
- (2) 本事業は、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者地域居住支援事業及び生活保護法に基づく被保護者地域居住支援事業を一体的に実施するものである。

### 2 事業の対象者

次の各号のいずれにも該当する者のうち、県福祉相談センター長が事業の利用が必要と認める者とする。

#### (1) 次のいずれかに該当する者

ア シェルター事業の退所者

イ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者（終夜営業店舗や知人宅等に滞在する者も含む。）であって、地域社会から孤立した状態にある者

ウ 生活保護受給者のうち、本事業利用が必要な者（特定被保護者（生活保護法第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。）を含む）。

なお、入居にあたっての支援及び金銭管理支援の対象は、具体的には次の各号のとおりとする。

#### (ア) 入居にあたっての支援

次の①又は②に掲げる場合

① 保護開始時において、要保護者が安定した住居を有さない場合

② 被保護者について、福祉事務所において転居先の確保に当たり本事業による支援が必要と認める場合。具体的には、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）問（第7の30）の答えに列挙する転居等に該当する場合をいう（敷金等の要否は問わない）。

#### (イ) 金銭管理支援

金銭管理能力に課題がある被保護者で、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上が見込まれる者。ただし、現に、成年後見制度、日常生活自立支援事業等他の金銭管理に係る制度を利用している者（予定者を含む。）は除く。

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立生活援助、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域

支援事業の「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」等類似の事業の対象となっていない者

### 3 事業内容

#### (1) 支援内容

本事業の支援内容は、以下の取組とする。ただし、ウの取組は、2(1)ウの(イ)に該当する者のみを対象とする。

##### ア 入居にあたっての支援

地域における居住支援・生活支援に係るサービスの内容等をあらかじめ把握した上で、住まいに関する相談支援、不動産仲介業者等への同行、物件や家賃債務保証業者のあっせん依頼、家主等との入居契約等の手続に係る支援を行う。

また、病院の医療ソーシャルワーカー(MSW)等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、不動産媒介業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等と連携し、自立相談支援事業等における継続的な支援を実施する。

なお、病院や施設からの退院・退所等に際して支援を行う際は、例えば、病院の医療ソーシャルワーカー、救護施設等や日常生活支援住居施設の担当職員等と連携し、円滑な地域移行に向けた支援を行うこととする。また、転居先の候補物件や関連する生活支援サービスを情報提供する場合には、転居等によって自立を阻害する状況になることのないよう、当該物件等の状況や当該物件等に係る事業者との契約内容を必要な範囲で適切に把握することとする。

##### イ 居住を安定して継続するための支援

居住支援を行う職員等の戸別訪問による見守りや生活支援を行う。その際、具体的な相談内容に応じて、福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関やインフォーマルサービス等への相談につなげる。

##### ウ 被保護者に対する金銭管理支援

金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。なお、以下の(ア)から(エ)は支援の例であるが、(エ)に係る支援を実施することを必須とする。

###### (ア) 日常生活費の管理支援

(例：公共料金や家賃等の支払い支援(援助)、生活費の払出や預入の助言等)

###### (イ) 日常生活を安定させるための支援

(例：依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援)

###### (ウ) 自分で管理を行っていくための手続き支援

(例：銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援)

###### (エ) 金銭管理教育支援

(例：金品の使い方や、物やサービスの値段に関心を持ってもらうための金銭管理教育)

## (2) 利用期間

1年を超えない範囲を原則とする。なお、利用期間の終了直前の利用者の心身の状況、地域社会からの孤立の状況、生活の状況その他の状況を勘案して、県福祉相談センターが支援調整会議やケース診断会議等で評価を行い、必要と認める場合は、延長（再利用）を可能とする。延長後の利用期間は1年を超えない期間とする。その後、必要に応じて、あらためて状況を確認し、さらに、支援を継続することも差し支えない。ただし、支援し続けることは想定していない。

また、利用期間終了後も日常生活を円滑に営めるよう、自立相談支援機関との連携により、関係機関による見守りや生活支援など日常生活を営むのに必要な支援体制の構築を図る。

## 4 配置職員

日常生活上の相談支援業務や不動産関連業務に従事した経験のある者、地域における生活支援サービスの実施状況等に精通している者など、本事業を適切に行うことができる専門的知識を有した支援員を配置すること。

なお、業務の実施にあたって、次の人員を配置すること。

ア 業務責任者 本事業が適切に履行できるよう、業務全般を統括する者。

イ 居住支援員 居住支援を実施する担当者。

## 5 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、「居住支援事業の手引き」（令和7年4月1日付け社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）及び「被保護者地域居住支援事業の実施について」（令和7年3月31日付け社援保発0331第11号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照すること。

(2) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談支援センターや女性自立支援施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。

(3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等に基づいて適切に対応するとともに、事業に関わる全ての職員に徹底すること。

(4) 管内町村に、居住支援協議会が設置されている場合は、可能な限り当該協議会に参画し、住宅部局・福祉部局等の関係機関、関係団体が連携した居住支援を行うよう連携を図ること。

- (5) 本事業の実施にあたっては、自立支援計画や自立支援プログラムに位置付けて実施する。支援の実施にあたっては、担当の相談支援員やケースワーカーと連携し、支援対象者に係る援助方針の趣旨を踏まえた支援を行うこととする。
- (6) 利用者が各種生活支援サービス（配食、金銭管理、送迎・同行、家具賃貸など）を利用している場合には、契約を強要されていないか、契約内容を正しく理解しているか等を確認し、自立を阻害する状況にあると疑われる場合には、速やかに県福祉相談センターに報告すること。
- (7) 金銭管理支援の開始にあたっては、本人の同意を得るものとし、内容についても本人の意思に即したものであるよう十分配慮すること。
- (8) 金銭管理の対象については、あくまでも日常生活を営むために月々の生活費として必要な金額に限られるものであり、資産や多額の現金等の管理を行うことは認められない。
- (9) 本人の金品を扱う際は、複数人で確認を行うなど適切に行うこと。
- (10) 金銭管理支援の具体的な内容や方法等について、本人、保護の実施機関、受託事業者の三者で十分に協議するとともに、書面において確認を行うこと。また、支援の実施に当たり保護の実施機関と受託事業者は適宜連携を図ること。

#### 附 則

この要綱は令和7年3月7日に施行し、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は令和8年2月17日に施行し、令和8年4月1日から施行する。